

平成 27 年度 第 1 回高知県いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

1 日時 平成 27 年 6 月 23 日（火） 13：00～15：00

2 場所 ザ クラウンパレス新阪急高知 フローラ

3 出席者

会長	高知県知事	尾崎 正直
委員	高知県小中学校長会長	西尾 洋之
	高知県高等学校長協会長	池 康晴
	高知県私立中高等学校連合会長	森 暁
	高知大学教育学部附属小学校校長	渡邊 春美
	高知県保幼小中高 P T A 連合体連絡協議会長	田村 雅之
	高知県民生委員児童委員協議会連合会長	前田 長司
	大阪市立大学名誉教授	森田 洋司
	高知弁護士会	金子 努
	高知県医師会常任理事	中澤 宏之
	高知県臨床心理士会副会長	濱川 博子
	高知県市町村教育委員会連合会長	大野 吉彦
	高知市教育長	松原 和廣
	高知地方法務局人権擁護課長	井ノ口 忠明
	高知県地域福祉部長	井奥 和男
	高知県文化生活部長	岡崎 順子
	高知県教育長	田村 壮児
	高知県警察本部生活安全部長	秋澤 淳一
	高知県中央児童相談所長	國藤 尚也

※欠席者

前田 長司	委員
中澤 宏之	委員
大野 吉彦	委員
松原 和廣	委員

4 概要

(1) 開会

- ・ 交代委員（池委員・秋澤委員・國藤委員）の紹介とあいさつ
- ・ 今回欠席される委員の報告

(2) 会長挨拶

本日は、今年度第 1 回目の会合となる。いじめ問題については、昨年一年間、各部署において取組を進め、一定成果が上がった部分もあるが、まだまだ課題も多い。本会議では、インターネット上のいじめ等の問題等、現在深刻化している問題について、正面から議論していきたい。関係者の皆さまから、多様なご意見をよろしくお願ひしたい。

(3) 議事

1 これまでの振り返りと今年度のスケジュールについて

<資料1に基づき事務局より説明>

会長

事務局から平成27年度の進め方について説明いただいた。本日はいじめ問題全般について、特に近年深刻化している、ネットいじめの問題と、相談体制の在り方の2つについて議論を深めたい。この方向で議論を進めていくことで異議はないか。

それでは、異議は無いものと認め、案のとおり進めさせていただく。

2 いじめ防止等の取組の進捗状況について

<事務局より資料3-1、3-2に基づき説明>

会長

追加の説明をお願いしたい。

委員（高知県地域福祉部）<資料4-1に基づき説明>

少年非行に関わる相談業務では、中央児童相談所における相談体制の充実強化を図ってきた。

具体的には、平成23年度より、少年非行問題への対応を専門とするチームを設置し、加害者やその家庭への指導体制の強化を図った。さらに、昨年度からは、少年サポートセンターへ児童福祉士と児童心理士2名を配置し、関係機関との連携を図っている。本年度は、加害児への心理的ケアを目的として、希望が丘学園に心理職員を配置するとともに、中央児童相談所の休日夜間の電話相談体制を、4名体制として相談対応の機能の充実強化も図っているところである。

また、本年度は組織体制を見直し、専任所長を配置することと、柔軟なチーム対応を可能とすることで、非行が深刻化する前の段階から関係機関との連携強化も図ってきた。

地域の見守り活動の取組では、民生児童委員や主任児童委員が各小学校の就学時健康診断や入学説明会等に直接出向き、保護者と面談等行っている。昨年度は、県内112の公立小学校で実施し、各小学校の実情に応じた見守り体制の仕組みづくりが進んだと考える。本年度は、県内の児童数100人以上の小学校の内、82校での事業の実施を目標とし、現在各市町村を巡回し、協議を進めている。

委員（高知県教育委員会）<資料4-2に基づき説明>

昨年12月6日に県教育委員会主催で、「いじめ防止子どもサミット」を開催した。参加者は約1500名にのぼり、大きな成果があった。その成果の一つに、サミットで採択された二つの宣言がある。一つは、4-2の資料「いじめゼロ子ども宣言」であり、もう一つは本協議会で案を作成し、サミットの中で採択された「大人の社会づくり宣言」である。それらを、今後につなげていく趣旨で、ポスターを作製した。

双方の宣言文のポスターを、県内の国公立、私立の全ての学校・学級、及び関係機関に配付するとともに、いじめ防止子どもサミットのダイジェスト版のDVDを配付し、併用して学習の中で活用することで児童生徒の人権意識の向上をねらっている。

「大人の社会づくり宣言」は、PTA等で読み合わせていただくよう依頼し、内容の周知を図っている。この動きを一過性のものにせず、息の長い取組になるよう推進していく。

委員（高知県警察本部）＜資料 4-3 に基づき説明＞

警察本部では、小学校・中学校を対象に非行防止教室を実施している。平成 25 年度から、少年サポートセンターへ教員が派遣されている。その成果として、指導に当たっての資料集を作成した。配付に当たっては、活用しやすいように資料集（冊子）と CD-R（資料・教材）をセットにした配付を行う。

資料集が確実に活用されるよう、いじめ防止教室で使用する。学校の先生と補導職員を中心とした警察職員が、事前に打ち合わせをし、必要があれば警察官も参加させて、計画的に授業を行っている。いじめの関係の相談電話も数件入っており、学校との関係づくりを一層大切にしたい。

委員（高知地方法務局）＜資料 4-4 に基づき説明＞

法務局で取り扱った、平成 26 年度の高知県内の人権相談の事件数は 4,734 件ある。その内いじめ関係は 97 件であった。また、違法性が一定認められるもの、または、疑いがあるもので立件、調査、救済手続きに入ったものは 353 件で、いじめに関わるものは 17 件である。現在も、事案の解消に向け働きかけを行っている。

学校・地域・企業等に法務局職員や、人権擁護委員を講師として派遣し人権教室を実施し、人権啓発に取り組んでいる。昨年は、259 回の開催であった。

また、SOS ミニレターを県内小中学生全員に配付し、手紙で相談いただく取組を続けている。配付後、一定期間大きな反響があるが、その後、相談数が減少することが課題であった。今年度は、一部の小中学校に試行的にレターケースを学校に備え付け、児童生徒が自由に利用できるようにすることで、相談体制の強化を図る。その中で、人権問題を認知した場合は、相談者の理解をいただいたうえで、学校に情報提供する等、連携しながら問題の解消を図っていく。

スマホあるいは携帯の安全利用をという部分においては、ノウハウがないため、民間通信事業会社が実施している安全教室と連携し、ネット上での誹謗中傷等がある場合には、法務局の方から削除要請を行う措置も可能であり、実質的な救済を図ることを目標としている。

3 意見交換

会長

まず、事務局からネットの問題等についての説明をお願いし、その後意見交換に入りたい。

＜資料 5-1、5-2、6-1、6-2、6-3 に基づき事務局より説明＞

会長

これまでの説明に対して、ご意見ご質問をいただきたい。特にネット問題と教育相談体制について意見をお願いしたい。

委員

昨年度のいじめ防止子どもサミットは、リーダーの育成という部分では成果があったと感じている。

今後は、それを学校の中でどう繋げていくかが課題である。集団の中にはリーダー的な生徒が 2 割、自ら行動しない普通の生徒が 6 割、批判的な生徒が 2 割いると感じている。どの社会でも同じような構図であると思う。子どもたちのなかには、いじめてはいけないという意識はあるし、一定自分の役割を果たそうという気持ちはある。しかし、自身がリーダーとなり、行動することにはストレス

を感じる部分がある。

リーダーに対してのフォローシップの考え方を広げ、1割2割のリーダーの力を、普通の生徒に転化させ、8割9割の働きを起こすことがカギである。

会長

事務局に質問する。いじめ防止こどもサミットは、今年も実施するのか。

事務局

本年度の開催は予定していない。この取組を充実させ継続していく中で、一定の期間をおいて、開催をしていくことは必要だと考えている。

会長

本年度はなぜ、行わないのか。

委員(補足説明)

昨年度のサミットは成功と考えている。しかし、県内全域から集まる形では、学校の参加が難しい部分もある。それぞれのブロックや、市町村単位でやっていただくという方向で推進している。そのうえで、数年後に、全県的に集まるような形にしていきたい。

会長

ブロックごとにやるという形でよろしいか。

委員

そういうような形で考えている。

会長

サミット終了後のフォローについては、どう考えているか、具体的な説明を願う。

委員

いじめ子どもゼロ宣言の活用を考えている。人権教育の時間、道徳の時間や特別活動の時間に話し合いをし、身の回りの事象も含めて、集団の取組を学級に貼ってもらう。

会長

今年はブロック別に行うのか。

委員

ブロックや市町村での実施を促している。現在実施が決まっているのは、いくつかの市町村である。

会長

できるだけ、行っていただきたい。いじめはよくないという気運を高めるという取組である。自分も去年参加して、非常に有意義だった。県内全域から集まることが困難であるから、実施しないとい

うことに疑問がある。その点について質問する。

委員

県全体で実施する場合は、学校代表という形での参加となり、少しの子どもしか集まらない。より多くの子どもが集まれるようにしたいという考えである。

会長

了解した。

委員

全県ぐるみだと、一部のリーダーのみの参加となり、後の6割をどうするかという問題が残される。一度に全県で集まるより、各市町村に浸透させて、それを行動化させることが大切だと、昨年度の会議で賛同した経緯がある。

会長

問題は、全市町村で浸透させる取組をしているかということである。その点について伺う。

事務局

現在、その点について進めるべく動いている。現在、南国市と香美市で、その成果をもとにした取組を行っている。他の市町村に対しても働きかけも行っており、順次広がっていくよう進めている。

会長

次の会議で、ブロック別等でそれぞれに浸透させていくという取組は行われたのかについて、報告していただきたい。それを追求することが大事だと考える。

委員

現在、南国市ではドリームトークを行っている。今年度は、4中学校の生徒会がいじめ問題に対応しようと、実行委員会を立ち上げ、準備を進めている。

ネット問題と相談体制で話をさせていただく。ネット問題の事例の多くは、言葉の行き違い等の些細な内容である。問題は当事者の思いを超え、問題がどんどん深刻化することにある。学校としても関係機関と連携し取り組んでいるが、それが定着していないと感じる。

そろそろ、小学校から高等学校までの系統的なプログラムが必要である。携帯やスマホの所持率は上昇している。親は間違った使い方はしないだろうと、不用意に渡しているが、現実にはそうではない。そこに切り込む必要がある。その取組の広がり、学校にとっては大きな追い風となる。本年度にネットフォーラムという形で開催すると聞いている。主たる課題となっているネットの問題について、全県的な取組として、継続して取り組めることは大変心強い。

相談体制の問題については、学校側として懸念していることがある。本来、学校で起きた問題は、学校で解決できることが望ましい。校長会としても、学校の相談体制をきちっと見直すことをしていきたい。そのうえで、学校内の相談体制だけでは解決できない子どもたちに対して、相談機関が協力していただけるという形が一番ありがたい。

会長

学校での相談体制について具体的な提案はあるか。

委員

今日の課題として、若手教員の増加がある。また、教員の資質・指導力の問題もある。教師自身が問題にどう対処してよいかわからず、不安感を持っている。様々な問題に対して、学級という場をもっと安心できる場にしていかなければならない。

会長

一般的な問題として、ネットと教育や家庭への啓発の話はその通りである。教育相談体制については、まず学校で、具体的にどう強化するかという事であろう。若い先生の増加に対して、バックアップ体制をどうするかということである。

委員

事務局の説明にあった、学びのポートフォリオとは、どのような取組か聞きたい。

子どもたちは様々な問題を抱えている。その課題に対して、目標を立て学校として取り組み、学内で支援、対応できるものは学校で行う。そうでないものは、関係機関につなぐ。個々の子どもたちのニーズに対応していく体制を学校の中に埋め込み、未然に解消していく力、克服する力をつけていく体制が必要ではないか。

学びのポートフォリオの取組にはその可能性がある。特別支援でも不登校でも個別の支援計画を立てようということである。単に相談するだけではなく、そこへ支援、指導を埋め込める。校外とも連携する仕組みを作っていかななくてはうまくいかないのではないか。

事務局

学びのポートフォリオについては、高知夢いっぱいプロジェクトを実施している学校で、使われている。学習面の部分も含め目標を立て、それを作成する中で、担任と定期的な面談を行い、行動にフィードバックさせることで支援をしている。個々の生徒の課題克服につながるものである。

委員

法務局では、民間通信事業会社と連携した安全教室を、去年は県内で47回開いている。官だけではSNS等の技術的な部分等、対応しきれない部分がある。民間事業会社のノウハウを生かし、専門的は部分については民間事業会社にお願ひし、ネット上に生じた問題の解消等については、法務局が行うような官民一体の取組である。学校とともに、SNSの中でのいじめを解消していきたい。

委員

私学でも、民間等関係機関と連携した同じような取組を実施している。しかし同時に、大人に啓発し、子どもたちにブレーキをかけられる環境づくりを並行して進めないと、状況は改善しない。

委員

問題が起こった時に、学校、子ども、保護者は当事者である。当事者は冷静になれず、間違った判断をする可能性がある。スクールカウンセラー（以下、SCという）が学校に入っていく意味は、冷

静に客観的に判断できる立場であるということである。また、学校と外部機関は専門性が違う。教師は指導のプロで、子どもからすると、評価をする指導者である。だから、聞きやすい相手としては、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）とかSCとなる。さらに、先生は多忙である。先生にゆとりがなければ、子ども、保護者に対して、安心感を与えることはできない。専門家が連携し、役割分担することで、その分心労は減る。この体制は、相談の入り口から最後まで、トータルに支援でき、それがワンストップの場所と一緒にいる必要がある。

委員

子どもが安心して学べる環境づくりについても、子どもの心を耕す教育についても学校には責任がある。それが十分でないので、いじめや不登校や中途退学等いろんな問題が起きている。

高等学校では中途退学の多い6校を、研究指定校として事業を行っている。SCを通常よりも多く配置し、1年生全員に対しカウンセリングを行った結果、中途退学の数が激減した事例があり、学校以外の力を借りることは、大きな効果がある。

ところが、私立学校への配置は十分でない。私立学校の先生方も生徒も困っているので、カウンセリングの機会を増やしていただきたい。

会長

一旦、ここで議論を整理させていただく。一義的に学校における相談体制を充実させることや、関係機関が役割分担をして連携し、相談体制の充実を図ることに異論はないであろう。

問題は、学校の対応の限界を越える著しい人権侵害事案がある時には、どうすべきか。それについては、ワンストップでトータルな体制の確立なのかという議論である。この前提で意見をいただきたい。

委員

重大な人権侵害が発生した場合、学校内部で対応するのは適切ではない。その場合、弁護士会への相談という選択肢も検討いただきたい。弁護士会では、子どもの権利110番という相談体制を設けている。弁護士は当事者の権利を擁護し、事案を適正に解決するという役割を持っている。ぜひ、引き続き連携を図りながら取組を進めていきたい。

委員

相談体制については、学校だけでも、保護者だけでも無理がある。関係機関で連携して、早急な解決をお願いしたい。PTAとしては、各学校ですべての保護者が出席する中での共通理解を目指しているが、現実には保護者の参加が少ない。ネット問題やいじめに関しても、関係機関が連携して、それらの防止に向けた気運を高めていきたい。

委員

いじめの対応では、早期発見が難しく、抱え込んでいる内に深刻化するケースがある。まずは、初めの一步を踏み出せる身近な相談体制の充実が急務である。

ネット問題については予防教育が大事になっていく。系統立てられたメディアリテラシー等に関する教育の確立が早急に必要である。一方で、ネットの知識・技能は、むしろ子どもの方が進んでおり、教師の指導も困難である。保護者と同時に、教員の研修の充実も大きな問題である。

会長

ネットの問題と相談体制の問題をリンクさせ議論してきた。ネットいじめは、いじめ問題の中でも深刻度、難易度が高い。それに対応できる相談体制を作ることが議論すれば、およそ他のものにも対応できるということである。その体制はワンストップしかもトータルがいいのか。それとも、別々の方が多様に相談ができていいのか。多様な窓口だが、いずれどこかでつながり最終的にトータルで対応できることがいいのか。ご意見をいただきたい。

委員

誰も、自分が評価されるのではないかと不安になるので、相談できない。まず、評価されず気楽に相談できる場所が必要である。その後、どこにつなぐかをSC等が判断をする。さらに、相談した人を放っておかず、次の機関まで寄り添っていく。ワンストップでトータルというのは、相談を受けた者またはその機関の適当な人が、冷静な対応を考えられる立場として付き添うことである。県内の、臨床心理士やSC、SSWを活用すれば、体制ができると思う。

会長

ワンストップで、最初にどこに行くべきなのかを判断し、その後の機関につなぐまで、寄り添うということによろしいか。

委員

その通りである。寄り添う人が必要である。大変な事態の時には、冷静な判断は難しく、判断を間違えることがある。

会長

ワンストップへの相談は、直接相談者からではなく、各相談機関側からの場合もある。その時にも、同じように判断するということによろしいか。

委員

その通りである。まず被害者とその保護者への謝罪が必要な場合、そういう判断は第三者のほうがしやすい。寄り添って見守っていく人がいるというのがトータルな支援ということである。

委員

SC、SSWは学校に派遣されているので、教員も相談しやすい。また、ずっと付き添っていただけるというのは大変ありがたい。ただ、外部機関で受け付けた相談事項について、学校とどこまで共有するかということも課題となっている。

委員

学校に配置されているSC、SSWは当事者である。問題が起こった場合は、その相談に対しては、冷静さ、専門性をもって、スーパーバイザーが判断する立場として入る。このようなSCへのスーパーバイズ体制に関しては、高知県は他府県にない先進的な取組をしている。ただし、今は関係機関がお互いの専門性を生かした連携と、それぞれの情報を集約する仕組みが十分ではない。

会長

ワンストップから各機関に行く、各機関からワンストップに行く。その両方の仕組みが必要ということではよろしいか。構図が複雑な部分もあるいじめ問題で、そういう仕組みが考えられるかということであろう。深刻化に対応するとともに、早期発見を大事にする観点からご意見をお願いしたい。

委員

システムがあるのはいいが、いじめは流動的であり、解決にはかなりの時間を要する。SCもSSWも多忙であり、速やかな対応が難しい場合もある。その点について、他に委員にお伺いしたい。

委員

深刻化した場合は、学校のSCやSSWのみが対応するわけではない。その場合、集約できる場所でチームを作る。場合によっては、学校や派遣のSC、必要があれば警察等とも連携を図りながら、チームで対応する。心理的背景等、内面が影響していると判断される時は、医療関係とも連携する。いじめの場合は見立てをせず、対応だけをしなくても難しい場合が多い。

会長

一つの案件への対応は時間を要する。その間、その一件に対応し続けるということ。いずれは、その中で担任等とも信頼を作っていくということになる。

委員

相談の一次受付としての役割と、各相談機関からの情報を取りまとめる役割の両方が、ワンストップの機関には必要である。そこにSCやSSWの人材を活用していくということだとお聞きした。現在その役割を担っているのは、市町村教育委員会や、県の教育委員会である。それが十分に機能していないのではないか。そこを補強する意味でのワンストップをどうするのかということであろうか。

会長

既存のやり方が、まったく機能していないわけではない。既存のやり方をどう強化するかという視点も必要である。既存の方法を評価せず、無にってしまうと、大きな後戻りになることがある。既存の部分とうまく組み合わせて、より良い方向等も考えなければならない。

委員

不登校に関しても、非常に有効な力を発揮すると思う。不登校には、適応指導教室を強化しワンストップの機能を埋め込んでいくという考えもある。また、学校内での組織をうまく活用することも必要である。新たに作るより、それらをうまく活用するという考えが大事である。

会長

少し議論が薄いネット問題についてご意見をいただきたい。複雑な部分もあり、極めてテクニカルな問題もあるこの課題に対し、学校や家庭にどう啓発をしていくか意見を願います。

委員

小中高校生のスマホ・携帯の所持率はますます上がっている。子どもは、その危険性について十分

に分かっていない。そのため、保護者や社会が責任を持たなければならない。学校では、保護者にその使い方や危険性について、共通理解を図る呼びかけは行っているが、保護者になかなかそのテーブルについていただけない。進学問題なら課題意識を共有できるが、ネット問題の講演会を実施しても、保護者の参加は少ない。もう一つ、現実的な問題として、経済的な部分も影響している。保護者の生活は多忙で、子どもと連絡が取れる携帯等は便利で安心である。適切な使用ができていれば、学習効率も上がり、生活も自立し、進路についても考えることができる。しかし、そうではない家庭が多い。そこに問題提起の波を起こすということを考えていかなければならない。

会長

ネット問題について、保護者の関心が薄いことは理解できるが、深刻化してからでは遅い。どうクリアしていけばいいのか、ご意見を願います。

委員

ネット問題もいじめ問題も、県民運動としていかなければならない。この秋にネットフォーラムを開催する。昨年のいじめ防止子どもサミットの実績を生かしての実施を考えている。

委員

官民一体となった安全教室の取組の話で補足する。内容としては小学生向けの入門編、中高生向けの応用編、教員保護者向けの3部門に分かれた構成になっている。希望がある場合は、法務局に連絡いただきたい。

委員

各学校の努力だけでは、十分ではないと思われる。内容を統一し、どの学校でも同じような取組ができる環境を作っていかなければならない。

会長

端的に言って、プログラムを作るということか。または副読本を作るということか。お伺いする。

委員

副読本だけで、良いというわけではない。連携を重視して、統一した内容で実施したい。小・中・高等学校と系統的に実施できるカリキュラムのようなものが望ましい。

会長

本日の議論をまとめると、いじめを含むネット問題について、保護者や社会にどう啓発していくのか。また、問題発生時の、学校の対応力の強化のためにどう努めるか。深刻化していった場合の相談体制やシステムをどう考えるべきか。事務局として、それらの点について仮説的な案を作ってください、それをたたき台として、次回、議論をしていきたい。

(4) 閉会

次回、第2回は9月中旬